

後期高齢者医療制度 保険料軽減率の見直し

均等割 2割・5割軽減の基準が変わります

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成29年3月31日までは】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減



【平成29年4月1からは】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

所得割の軽減割合が変わります

保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成29年3月31日までは】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減



【平成29年4月1からは】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が変わります

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成29年3月31日までは】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	9割軽減



【平成29年4月1からは】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

所得の状況によっては、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

平成29年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。(自宅に郵送します)

お問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 電話 011-290-5601
 役場 福祉課(後期高齢者医療担当) 電話 42-2640